

金山町役場本庁舎フロントヤード改革事業
プロポーザル実施要領

令和8年3月16日

山形県金山町総務課

1. 事業の名称

金山町役場本庁舎フロントヤード改革事業

2. 事業の目的

本事業は、窓口業務の集約、プライバシーに配慮した窓口と相談スペース、将来を見据えた柔軟性のある執務スペース等のレイアウト変更等を一体的に行うことで、合理的かつ効率的な役場の整備を目指し、「来庁者にあたたかさを届けられる役場の実現」と「窓口業務の利便性」を高め、行政サービスの向上を図ることを目的とする。

3. 事業概要

(1) 事業内容

別紙「金山町役場フロントヤード改革事業仕様書」のとおりとする。

(2) 契約期間

契約締結日 から 令和9年1月29日（金） まで

(3) 提案上限価格

43,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 事務担当課・申請書等提出先

金山町総務課総務係

所在地：〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山 324-1

TEL 0233-29-5601

電子メール：jouhou@town.kaneyama.yamagata.jp、soumu@town.kaneyama.yamagata.jp

※メールで提出するものは上記2つのアドレスへ送付してください。4月以降、連絡先が変わる場合がありますので参加される方には随時連絡します。

4. プロポーザル実施理由

本事業の実施に当たっては、レイアウト提案等の専門的知識と技術が必要であることから、価格比較に限定しない公募型プロポーザルにより総合的に評価し、事業者を選定することで、本事業の目的が達成されると考える。

5. 参加資格要件

参加者は、参加申出書の提出時点において、次に示す要件をすべて満たす者とする。
なお、参加者が、次の条件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 過去10年の間に自治体との間で庁舎のレイアウト変更や什器の導入に係る事業履行経験があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札に参加させることができない、入札参加資格の停止等）の規定に該当しないこと。
- (3) 金山町入札参加資格者名簿「建設工事」及び「物品役務」に登録がある者。
なお、登録をしていない者においては、参加申請までに金山町入札参加資格申請を行い、確認を受けること。
- (4) 山形県内に本店・支店・営業所を有する者。
- (5) 金山町請負工事入札参加者指名停止基準による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (9) 金山町暴力団排除条例（平成23年金山町条例11条）第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

6. スケジュール ※時期が前後する場合があります。

内容	日程
プロポーザル告示	令和8年3月16日（月）
現地説明会申込期限	令和8年3月23日（月）正午
現地確認 ※時間を指定する予定です	令和8年3月30日（月）

内容	日程
質問受付期限	令和8年4月6日（月）正午
質問回答公表 ※全ての質問・回答を公表	令和8年4月10日（金）
プロポーザル参加申請期限	令和8年4月15日（水）正午
参加資格審査結果通知	令和8年4月20日（月）
提案書受付期限	令和8年5月11日（月）
提案審査（対面プレゼンテーション）	令和8年5月18日（月）
提案審査結果通知	令和8年5月25日（月）

7. 現地確認について

現地説明会の参加を希望する場合は、メール本文へ「出席者のご氏名」を記載し上記期限までメールで申請すること。時間等のお知らせは別途行います。

8. 質問の受付について

質問は様式3へ記載しメールで提出すること。

9. プロポーザル参加申請書の提出について

(1) 提出書類

①参加申請書（様式第1号）

②会社概要・業務実績表（様式第2号及びパンフレット等会社概要がわかるもの）

③金山町入札参加資格者名簿に登録をしていない者は、プロポーザル参加申請までに入札参加申請（建設工事）（物品役務）を行うこと。（入札参加資格申請についてご不明な場合は財政係までお問合せください。電話 0233-52-5604）

(2) 提出期限・方法

令和8年4月15日（水）正午までメールで提出し、電話により提出先へ受信を確認すること。

(3) 参加資格審査結果通知

提出書類を審査のうえ、上記期限までにメールで通知する。

10. 質疑の受付及び回答

本プロポーザルへの質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

① 質疑書（様式第3号）

(2) 提出期限・方法

令和8年4月6日（月）正午までメールで提出し、電話により提出先へ受信を確認すること。

(3) 回答方法

電子メールにより令和8年4月10日（金）までに参加者全員にメールで回答します。

11. 提案書等の提出

参加資格要件を満たしている者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類（※任意様式）

- ・ 企画提案書（レイアウトイメージ図を含む）
- ・ 事業体制
- ・ 事業工程表
- ・ 見積書（区分は資料①フロントヤード改革事業仕様書詳細を参照）

(2) 提出期限・方法

令和8年5月11日（月）まで、上記書類を正本1部、副本7部（部ごとに左上をクリップで留め）を郵送により提出すること。

(3) 企画提案書の基本的事項

- ・ 「金山町役場フロントヤード改革事業仕様書」を踏まえた内容にすること。
- ・ 本事業と併せて「OAフロア化工事」を実施する箇所があるため、OAフロア化工事契約事業者と事業計画の調整をして実施する必要がある。

※OAフロア化工事の概ねの予定として、6月に本事業の提案内容を踏まえて実施設計をし、7月に入札の予定です。8、9月以降から両工事の実施時期の調整・工事の実施が可能となる予定です。

- ・契約後に企画提案書を反映しつつ、金山町と協議の上実施内容の詳細を決定すること。
- ・同一の参加者から2つ以上の提案書の提出は受け付けない。

(4) 辞退の方法

やむを得ない理由で辞退する場合は、様式4参加辞退届により辞退理由を明記し直ちに提出してください。

1 2. 審査委員会の設置

本事業プロポーザルは審査委員会を設置し、審査を実施します。

1 3. 審査方法及び結果の通知

(1) 審査会の実施

令和8年5月18日(月)頃

※審査者の日程により調整し、詳細については参加者に後日連絡を行います。

(2) 審査会でのプレゼンテーション

参加者は、審査会において次のとおりプレゼンテーションを行います。

- ① 出席者 3人以内
- ② 配当時間 発表時間：20分以内、質疑応答：15分程度
- ③ その他 プロジェクター及びスクリーンは金山町が用意し、パソコンを使用する場合は参加者が持参してください。

(3) 審査

審査は、本事業関係課の町職員等で実施する。

(4) 審査方法等

業務実績、業務体制、企画提案内容、見積書等を審査基準に基づき総合的に審査する。なお、参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立することとする。

(5) 審査基準

審査基準は以下のとおりとし、評価点数は審査委員全員の合計点数とする。

1 4. 審査基準について

審査委員会は、下表の内容について審査を行う。

審査項目	審査内容	配点
① 業務遂行力	本事業の趣旨を理解し、業務全体のスケジュールが適切であり、関係者と円滑に事業を遂行できるか	2 0
② 実施体制	事業の実施について、専門性、知識、技術、経験が豊富な担当者・適切な人数が確保され、円滑に進められる体制か	2 0
③ 事業実績	過去の事業実績等から成果が期待できるか	1 0
④ 企画提案	計画的で、本事業の仕様書の内容と目的が達成可能な提案がなされているか	1 0
⑤ 創意工夫	表示、相談スペース、窓口、動線など、来庁者の利便性向上や、町職員の業務に配慮した工夫で、本事業の成果を向上させることができるか	3 0
⑥ 費用対効果	見積書は提案内容を踏まえたものであり、単に安価な什器を使用するのではない長期的な使用を鑑み、来庁者と町職員にとって快適な環境へ適した費用対効果になっているか	1 0
評価点合計（審査員一人あたり 1 0 0 点が満点）		1 0 0

1 5. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等に違反すると認められる場合
- (4) 審査会の委員に対して、直接・間接を問わずに故意に接触を求める等、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 参考見積金額（税込み）が「3. (3) 提案上限額」を超える場合

1 6. 契約の締結

契約は、選定された最優秀提案者と金山町との間で、企画提案書に記載された内容に

基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。また契約の際にはあらためて見積書を提出するものとする。なおプロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案書の内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、次に得点が高い提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

17. 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは原則認めない。
- (4) 審査結果は、金山町ホームページ等で公表する予定である。
- (5) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 町は、提案者から提出された書類について、金山町公文書公開条例に基づいた請求があった場合は、第三者に開示することがある。
- (8) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表等の使用については、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (9) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (10) 本要領に定めない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (11) 事業スケジュール、実施スケジュールが変更される可能性がある。
- (12) 契約した提案企画書の内容の一部について、金山町ホームページや広報で周知に使用する場合がある。
- (13) 審査結果に対する問い合わせ、異議には一切応じない。
- (14) 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないと町が判断したときは、延期又は中止することがある。